

住宅関連事業者 各位

平成 26 年度 南魚沼市住宅リフォーム事業補助金について（お知らせ）

日頃より市行政に御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、南魚沼市では引き続き、市内の施工業者を利用した個人住宅のリフォーム工事を対象に一定額を補助する「住宅リフォーム事業」を下記のとおり実施します。

つきましては、募集開始に先立ち案内文書及び交付申請書の様式を送付いたします。

1. 事業内容（昨年度との比較）

	平成 26 年度	平成 25 年度
補助対象者 (全てに該当)	平成 25 年度と同じ	・市内に居住（住民登録している） ・市税の滞納がない
補助対象工事 (全てに該当)	平成 25 年度と同じ	・自ら所有し居住する個人住宅のリフォーム工事 ・市内業者が施工
対象工事期間	平成 26 年 4 月 1 日以降契約 平成 27 年 3 月末までに完了	平成 25 年 4 月 1 日以降契約 平成 26 年 3 月末までに完了
補 助 額	平成 25 年度と同じ	補助基礎額×20%（上限 10 万円）
受 付 期 間	5 月 1 日（木）～5 月 30 日（金）	5 月 1 日（水）～5 月 31 日（金）

2. 注意事項

- ・過去にこの補助金を受けた人や住宅であっても既に受けた補助金の総額が 10 万円に達するまでは補助を受けることができます。（過去にこの補助金を受けた方は 10 万円から既に受けた補助金の総額を差し引いた額が補助金の上限です）
- ・実績報告時に写真（施工前・施工後）が必要です。
- ・総申請額が予算額（5 千万円）を超えた場合は、抽選を行う場合もあります。

3. その他

- ・昨年度と同様に事業者の代理申請も可能です。
- ・市報みなみうおぬま 4 月 1 日号に募集案内を掲載予定です。
- ・この通知は過去にこの補助金の対象となった工事を施工された事業者様へ送付しています。

※御不明な点がございましたら担当まで御連絡ください。

担当 南魚沼市 建設部 都市計画課
施設係 角谷

Tel : 025-773-6662 Fax : 025-772-8659

平成 26 年度住宅リフォーム事業補助金の注意点

● 過去にこの補助金を受けた方について

過去にこの補助金を受けた方でも、既に受けた補助金の額が10万円に達していない方は、既に受けた補助金の額と合わせて10万円に達するまでは、補助を受けることができるようになりました。

例) 平成22年度に5万円、平成23年度に3万円の補助金の交付を受けている場合
平成26年度の補助金の上限額

$$10万円 - (5万円 \langle \text{平成22年度の補助額} \rangle + 3万円 \langle \text{平成23年度の補助額} \rangle) = \underline{2万円}$$

● 申請書等の様式を変更しました

申請書等の様式を変更しましたので、提出の際は新しい様式のものをご提出ください。
(旧様式で申請書等を作成された場合お受け取りできません。新しい様式で再度申請書等を作成していただくことになります。)

● 工事の写真について

補助金の交付を受けるためには、実績報告書の提出の際に工事写真の添付が必要です。写真がない場合補助金の交付を行えません。撮り忘れのないようご注意ください。

写真を撮影する際のポイント

- 工事前、工事後の写真を必ず撮影してください(工事前の写真の撮り忘れに注意)
- 工事前と工事後で比較ができるよう同じ場所を同じアングルから撮影してください
- 工事前と工事後で違いがわかりづらい場合は工事中の写真も撮影してください

● 見積書、領収書等について

見積書、領収書等を作成する際は以下のポイントに注意して作成してください。

見積書、領収書等作成の際のポイント

- 宛名は申請者名義で作成してください(申請者名義以外の宛名の場合、補助金の交付を行えないか、宛名が異なることに対する理由書の提出が必要です)
- 見積書は工事の詳細がわかるよう明細書の形で作成してください(●●工事一式等の形で作成していただいた場合申請をお受けできません)
- 領収書の金額が申請時の見積書の金額と異なる場合、単純な値引きのときを除き工事の内訳書(明細書形式)の添付が必要です。
- 支払いの確認は原則領収書で行います。やむを得ない理由があるとき以外は、領収書を発行していただけるようご協力をお願いいたします。

